



3/11の大地震から1ヶ月。東北の被害を伝える報道は、日を迫うごとに未曾有の状況が明らかになり、特に、津波によって家族を失う、生活基盤すべてを失う、という想像を絶する事実には、かける言葉も見つかりません。原発の不安も重なり、未だに復興の光が見えない被災者の数は膨大です。心よりお見舞い申し上げます。

県内でも旭、香取、浦安、習志野、我孫子等々で津波や液状化の被害がありました。

東北から避難の方もいらっしやいます。皆さまが少しでも早く日常を取り

戻されますよう、仲間として努力したいと思えます(会長 田上昌宏)

**地震その時!**

**混乱の日々、そして今もまだ...  
みんなでこれからを考えたい。**

## 県内で被災された方からの 第一報をお届けします。

### 飯岡保健福祉センターでまだ避難所暮らしの

#### 小野芳子さんの談話

その日、自宅で大きな揺れに見舞われた直後に津波が襲ってきました。ダウン症の息子正和とすぐに離れ離れになり、息子の名前を呼び続けました。その後気を失い、浮いた畳の上にはいました。消防隊の方に助けられ、「正和は！息子は！」と叫ぶと、「大丈夫。もう助けましたよ」と言われほっとしました。正和に再会しましたら、息子は、「ずっとお母さんの声が聞こえていたよ」と言うのでビックリしました。息子は流れてきた材木につかまり、次は流れてきた屋根に乗り移り、今度は流されていない家屋のひさしに乗り移ることが出来たところを救助隊に助けられたというのです。

今、避難所暮らしですが、息子は仕事にも通っています。ただ、海のほうへは近寄りません。津波は怖いと怯えています。でも、飯岡を離れようとは思いません。正和の生まれ育った土地で、家をグループホームにするつもりでした。流されてしまいました。希望は捨てていません。先に伸びるかもしれないが、絶対実現します。

地元のある会には二十六名の仲間がいます。被災したのは三名ですが、会の仲間が支えてくれるのがとてもありがたいです。仲間がいて本当によかったです。

せっかく助かった命、皆さんの助けがないと立ち上がりません。大相撲の白鵬が見舞いに来てくれました。そういう応援で避難所みんなが元気になれます。

アドボケイトに載って大勢の方が読んでくださるのは嬉しいです。

※その数日後：天皇皇后両陛下が旭市の避難所を見舞って下さいました。正和さんが書かれたメモを読まれて、握手と励ましの言葉も戴けたそうです。励みになりますね。

### 液状化の被災って こんなじゃー！

#### 浦安 戸島寿美子

京葉線沿線の我が家は電気以外のライフラインがストップ。下水道の復旧には一ヶ月もかかりました。容器持参で給水、仮説トイレ、コインランドリー、ホテルなどでの入浴、レンジで調理し紙皿での食事、などが続きました。被害の少なかった当代島にあるNPO法人あいらんどの作業所より、会員へ風呂使用の申し出があり、気兼ねなく使えて助かりました。

娘の通所施設は被害の少ない地域でしたので、二十三日から通えるようになりましたが、楽しみにしている週末の図書館はまだ閉館中でイライラが募っています。

庭、車庫、道路の液状化による大量の泥は住民とボランティアで撤去できましたが、埃が飛び、洗濯物は干すのを控えています。マスクをしている人も多く、東北の被害から見ると小さいですが、まだまだ続きそうです。被害にあった病院も多かったので薬は余裕をもっていたほうが良いです。

# もう一度選挙に行きたい

当会でも数年前、成年被後見人となると選挙権がなくなることを広報しアンケート調査しました。その結果と選挙権回復の思いを関係各所に届けましたが、動きがありませんでした。そんな中、茨城の女性とその後見人になられた親御さんが、提訴という形で立ち上がりました。この裁判は、障害があってもひとりの大切な国民であること、人が人であることを確認する裁判でもあります。長期が予想されます。**皆で応援しましょう!**  
感謝の気持ちを込めこの紙面を作りました。

## “私の願い” 牛久市育成会 名見耶 清吉

私にはダウン症候群の四八歳の長女、匠(たくみ)がいます。彼女は二十歳の成人になってから殆ど欠かさず、親子三人で選挙に行っていました。ところが、四年前に私が匠の成年後見人になりました。当然のことですが、選挙用のハガキが来なくなりました。最初は不審そうな顔をしていましたが、小さいときから不条理・不合理なことを強要されることに慣れきっているせいか、このごろは私と連れ合いが「じゃあ、選挙に行ってくるよ」と連れだつて出て、何もいわずに送り出していました。こちらは、もうすっかり忘れていたとばかり思っていたのです。ところが、彼女はしっかりと覚えていました。選挙権の剥奪は不当だと控訴したのが、初めてのこ

だったせいか、新聞社やテレビの人が取材に見えました。それらの人が、いろんなことを聞いても、なかなかハッキリした答えをしませんでしたが、「選挙に行きたいですか?」という問いには、キツパリと「行きたいですね」と答えていました。

一月二三日の東大でのシンポジウムで、テレビの収録や記者会見が終わってから、ポツリと一言、「後見なんて無ければいい、選挙に行けるから」と呟いたので、こんなにバツサリと鮮やかに「成年後見制度」の矛盾を総括したコトバを聞いたのは初めてです。

三月一六日に予定していた衆議院での院内集会は、十一日の「東北・関東大震災」で流れてしまいました。次は五月十一日の東京地裁での初公判です。

国側が、どんな反論をしてくるのかを半分楽しみ待っています。不謹慎だとお怒りの向きもあるかも知れませんが、この選挙権問題は、どう考えても矛盾だらけなので、国側がどのように屁理屈を付けて弥縫するのか、また、それに対して我が優秀な弁護団が、どのような理論で迫っていくのか、想像しただけでワクワクしてしまいます。

どっちみち、もうそう長くない人生です。残された時間を精一杯生きて行きたいと願っています。願いはまだあります(欲張りですか?)。全部を無くすのは絶対にもりだと思ふけれど、社会から不当な偏見による差別意識を少しでも減らしていきたいというものです。

その手始めがこの「被後見人に対する選挙権剥奪訴訟」です。何卒ご理解頂いて、ご協力、ご支援の程、お願い致します。

## 全日本手をつなぐ育成会としての

### 選挙権問題への取り組みについて

全日本育成会 権利擁護委員会委員長

松井 美弥子

全日本手をつなぐ育成会では、成年後見制度の活用については、積極的に啓発して来ましたが、被後見人になった人が、選挙権を失う事に対しての意識が薄かった事は否めません。

全国の会員からの声を受けて、二〇〇九年九月に権利擁護委員会として、都道府県、政令指定都市育成会を対象に、成年後見の課題、特に選挙権に関するアンケート調査を行いました。アンケート結果は、療育手帳A(重度)判定の人も多くの人が、選挙に行っておられましたし、本人は重度で選挙には行けないが、選挙権を失うことはおかしいと8割の人が感じ、本来権利を守るための成年後見制度が、逆に権利を奪うことになっている事に、疑問を感じる人が多くありました。育成会としても「後見類型から、選挙権剥奪の見直しに関する提言書」を作成しましたが、正式には提出は出来ておりません。

しかし、成年後見制度と公職選挙法は別のものであるという意識は、広がりつつあります。権利擁護セミナーでも、二〇〇九年度、二〇一〇年度と引き続いて、成年後見制度をテーマにし、選挙権についてもアピールをしてきました

三月には、衆議院会館で、院内集会の開催を予定し、また、署名活動も予定していましたが、未曾有の東日本大震災の発生で中止となりました。今後は国の情勢を見ながら、全国で署名活動を展開する予定です。その折には、是非ご協力をお願い致します。

「私たちも協力していきます」

白梅大学教授・panda・J 堀江まゆみ

成年後見制度が、知的障害のある人の権利をまもるうえで欠かせないものになりつつある一方で、被後見人となったら選挙権がなくなってしまうことは、人権上の問題として、関係各所から指摘され続けてきました。確たる動きがないまま、ついに本年二月、被後見人となった知的障害のある女性が選挙権を取り戻すために東京地裁に提訴しました。



そこで、panda・Jで出来る応援のひとつとしてハンドブック『もう一度選挙に行きたい』を発行します。この裁判の弁護団が、なぜ被後見人は選挙権を奪われるのか？諸外国の制度は？といったポイントを、わかりやすくまとめました。今後、各地で運動を進めていく際の資料として、ご活用いただければと思います。

これからも、啓発やセミナー開催などで、選挙権回復に向けた動きを応援していきます。提訴にふみきられた名児耶さんご一家に、心からのエールを送ります。(panda・JのHPからの抜粋も含む)

### <選挙権剥奪問題と提訴の動き>

(弁護団のおひとりである、関哉弁護士メモからの一部抜粋)

#### ● 法的には、どこに記載されているの？

公職選挙法11条1項

次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 成年被後見人
- 二 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 三 禁固以上の…執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 公職にある間に犯した刑法197条…の罪により…者
- 五 …選挙、投票…に関する犯罪により…執行猶予中の者

と書かれている。保佐、補助、任意後見の場合は、選挙権は存続。

選挙権の回復は一生ない。

がば権  
期間経  
選挙復  
回復

#### ● 沿革は？

平成12年施行の民法改正法により禁治産制度が成年後見制度に移行。その時そのまま、上記の公職選挙法11条1項が引き継がれた。成年後見制度の理念に反するものの、十分に検討されないままの引継ぎだった。

#### ● 明らかな不条理は？

- ・ 財産管理の制度であり、選挙とは関係ない。
- ・ 権利擁護の制度なのに、重大な権利侵害となっている。

#### ● 名児耶さん、訴訟の経緯

親亡き後の娘さんのことを考え、まずは自分が体験して、他者に引き継ごうと思って、後見人になった。それまで20数年間欠かさず選挙に行っていた娘に選挙ハガキがなくなり、自分が娘の権利を侵害してしまったと自覚した。何とか娘の人権を回復してやりたい。2月1日に東京地裁に提訴した。

弁護団は、杉浦ひとみ氏、関哉直人氏、大石剛一郎氏、佐藤彰一氏

(埼玉、横浜、名古屋、大阪、京都でも提訴の動きがある。)

### ハンドブック

『もう一度選挙に行きたい  
—成年被後見人に選挙権の回復を』

選挙に行きたい

発行●NPO法人Panda-J  
編集●後見選挙権訴訟弁護団  
協力●全日本手をつなぐ育成会  
定価●200円(税込・送料別)

◆申し込み先:NPO法人Panda-J研究所  
〒102-0072 千代田区飯田橋2-7-1三政ビル2階  
FAX 042-344-1889 [info-panda-j@shiraume.ac.jp](mailto:info-panda-j@shiraume.ac.jp)  
冊子名、冊数、送り先住所氏名、をお知らせください  
(郵便振り込み票を同封、後日振り込み)

### 「被後見人に対する選挙権剥奪訴訟」 第一回裁判 五月十一日(水)午後二時十分

東京地裁 一〇三号法廷

傍聴席約百席を埋めることが啓発になります。今後の裁判・集会などの情報が欲しい方は村山まで。(村山090・9818・5353)

#### ※権利擁護委員会に入りませんか？

障害がある人もない人も共に暮らしやすい地域にするにはどうしたらいいの？を、みんなで考えていく会です。

3月3日の定例会に、名児耶さんをお迎えしてじっくりお話しをお聞きしました。親として良かったと思ってくることが裏目に出て何回後悔したのか…。でもその気になれば取り返せるんだ、と教えていただきました。(赤津保子)

## 旭市の被害

(社福)ロザリオの聖母会

グループホーム支援センター

荒井 隆一

平成23年3月11日(金) 14:46に発生した東北地方太平洋沖地震は、私達の住む旭市にも大きな爪痕を残しました。

14:46地震発生。発生と同時に、建物に亀裂が入ったり、道路は隆起し、液状化現象による水の噴出及び、配管の破損による水の噴出など、今まで見た事のない光景が広がりました。その後、300年以上も無かった津波の第1波は15:20過ぎに到達、その後も何度か到達し、最大の被害があつた飯岡地区では17:20過ぎに最大の津波を観測しました。当日、当法人を利用されていた利用者及び職員約600名近くの人間は幸いにも大きな被害もなく、近隣の障害や高齢者関係、学校等においても人的な被害は免れましたが、市内では津波に流される等し、13名の方が亡くなり、現在も2名の方の行方がわかっていません。全壊した建物も400軒以上、一部損壊まで合わせると1500軒以上の被害があり、現在でも200名以上の方が避難所で暮らしを余儀なくされています。職員や利用者の家でも被害を受けた家はたくさんあります。

当法人においても、建物関係の被害は甚大で、ライフラインはほとんど破損し、傾いた建物も多数あります。私たちがさわるグループホームでもかなりの被害があり、数日は他のホームに避難したり、支援センターの事務所に寝泊まりする等していました。利用者さんも混乱は多く見られました。特に、グループホームで言えば、通所施設が通えない状態になり、日中どこへもいけなかったり、利用していた

ヘルパー事業所も津波の被災にあい、ヘルパー利用が出来なかったりなど(現在は部分的に再開)それにより、不安定になる利用者さんも見られました。

そのような中でも、業者さんの活躍やボランティアさん達による復興支援により、この1カ月で見違えるようになってきました。ボランティアの方は延べ8000人近くの方が来てくださりましたし、物資に関しても、県内からはもちろん県外からも様々な方々にご支援いただきました。

とりあえずは、仮の復旧と瓦礫の整理が一段落という現状で、復興にはまだまだ時間がかかりますが、こんな時こそみんなで力を合わせて乗り切っていければと思います。

一宮町 井村美代

### 初めての避難所体験

病院から電車での帰宅後、着替え中の息子が丁度一糸纏わぬ状態になった瞬間グラグラつときました。ホントに慌てました!。此の姿のまま家がつぶれたらどうしよう、傷だらけになっちゃう...、たぶん

数秒の間に色々なことが頭をめぐるものなので床にへたりこんで着替えを済ませた時、けたたましいサイレン、大津波の避難勧告です。それも津波到着予定時間までいくらかもなく、私とダウンの息子の歩きでは町役場まで30分はかかります。どうしよう!というところへ来たのが宅急便のお兄さん、親の会からのメール便を届けてきたのです。天の助け、お願いすると快く避難所まで乗せてくれました。息子も異常な事態を感じたのでしよう、妙に素直で借

他の情報も  
お寄せ下さい

#### <全日本手をつなぐ育成会> 2つの募金

① **義援金募金**：主に被災地の育成会にお届けします。

さわやか信用金庫 日比谷支店 普通預金 1117076

【口座名義】(福)全日本手をつなぐ育成会理事長 副島宏克

② **災害対策活動資金**：関係省庁・団体等と連携し人的・物的に支援する。

さわやか信用金庫 日比谷支店 普通預金 1126340

【口座名義】(福)全日本手をつなぐ育成会 災害対策活動資金 理事長 副島宏克

\*活動資金に余剰が出たときは、義援金募金に補填する。

#### <日本グループホーム学会> (代表 山田 優)

長期化する避難生活とその後のグループホームの立直しに多くの援助が必要

義援金振込先; 横浜銀行本牧支店 普通 1325925

【口座名義】日本グループホーム学会 代表 室津滋樹

義援金専用メールアドレス [ghqen01@gmail.com](mailto:ghqen01@gmail.com) FAX045-228-7728

連絡先; 日本グループホーム学会事務局 横浜市中区本牧町 1-120

りて来た猫のように静かでした。夕刻に娘も合流、さらに9時をまわって炊き出しのおにぎりが配られると、周りにも笑い声ので、息子も良くも悪くもいつもの彼に戻りました。川の水位も落ち着いて来て半分位の人が減った頃、我が家も帰宅しました。津波の恐怖と、7時間でもつらい避難所体験。やはり大変でした! 長期になるであろう被災の方々、少しでも早く、心休まる日々が来ることを祈ります。